

基調提起

1、はじめに

私たち公営企業職場で働く自治体労働者は、将来にわたり住民の生活の基盤であるライフライン事業を公共サービスとして安全・安定・安心に提供しなければなりません。今後、人口減少などに伴う需要の減少や施設の耐震化や老朽化に伴う更新費用など各事業の政策を理解し、自らの勤務労働条件を向上させ、頻発する自然災害の発生時でも組合員が経験と知識を発揮し、即対応できるよう危機管理体制の整備も含め技術継承するための人材確保並びに人材育成をすることを求めていくことが重要です。

総務省が 2022 年 9 月 30 日に発表した「令和 3 年度地方公営企業決算の概要」以下パワーポイント参照、

2、取り巻く環境の変化

ロシアによるウクライナへの軍事進攻が開始から 1 年以上経過し、その影響も含め国内では、エネルギー価格の高騰や原材料への価格転嫁など今もなお続いています。地方公営企業の収入の中心である料金は、住民等の使用量により算定されています。これまで、人口増加や企業経済活動による需要拡大を前提として需要見通しが立てられてきましたが、近年では、少子化・高齢化による過疎や人口減少が進みつつあります。企業による節水や節電が進行し、企業内での循環利用や自家エネルギーの確保、住宅等での節水や節電機器の普及により利用量の減少も進んでおり、各事業の需要見通しと現状は大きくかけ離れた利用状況となっています。これにより、今後の料金収入はさらに減少が進んでいくことが見込まれます。

さらに、戦後の日本は、高度経済成長期も含め人口の増加や企業経済活動の需要拡大が続いてきたことから、地方公営企業も施設の建設や設備へ集中的に投資を行っていました。

その結果、各事業では、耐用年数に達する老朽化施設が急激に増えてきています。近年、設備の更新には多額の費用が見込まれ、今後 40 年間で 3 割以上の人口減少も見込まれており、料金収入の減少も加速するなか、更新費用の確保や施設更新の計画・設計を行う職員の確保が課題となっています。そのため、広域化や広域連携が推進されています。

また、近年頻発する日本全国で発生した地震や集中豪雨による災害によって施設の運転や設備に重大な影響が出ました。被災自治体では、早期復旧に向けての対応や早期供給再開に向けた対応に追われ、他の団体からの応援給水の支援体制の受け入れについても対応に追われました。今後、実効性のある対応ができているか検証や見直しが急務となっています。

このような各事業に対して、現政権は「経営戦略」や「経済財政運営等諮問会議」、「資本主義実現会議」などにおいて、事業譲渡や事業廃止、民間活用も含めた地方公営企業の抜本的改革を推進し、民間資金の活用や人材の確保を積極的に優先的に検討するように仕向けています。

3、現状の課題

①人口減少や節水社会などによる料金収入の減少と資金不足による老朽化・耐震化対策の遅れ、②部署統合や退職者の不補充により職員削減が進められ、無計画な職員採用による職員配置と短期間で繰り返される事業外への人事異動による技術継承を含めた人材育成ができないこと、③電気・ガス事業の自由化に伴う地域エネルギーの安定供給と取引価格への影響、④現政権がインセンティブを付してまで優先的検討を推奨している官民連携（特にコンセッション方式導入）の推進、⑤都道府県を中心に進めている上・下水道事業それぞれでの広域連携（施設の共同化など広域化）があります。

4、各事業の主な政策課題

私たち公営企業評議会は、住民の方への安定的な事業運営を追求し、組合員の労働環境改善と労働条件向上のため、現状の課題を認識し取り組む必要があります。特に、今後の人口減少は、公共サービスを維持していくうえで費用やサービスが担い手の確保に直結した課題であることから具体的な対応を検討していく必要があります。

(1)水道事業

水道事業は、原則料金収入をもって経営を行う独立採算制を基本に、住民生活に欠かせないライフライン事業を整備し、公共サービスとして提供する役割を担っています。今日の水道事業は、施設の大量更新期を迎えると同時に、耐震性強化によるライフライン機能の向上や給水人口減少に対応した資産規模の適正化等が求められており、計画的に改良・更新を行う必要があるなど多くの課題を抱えています。このような状況の中、総務省において、中長期の経営見通しに基づく経営基盤の強化が必要であるとした上で、当面取り組むべき方策として「水道広域化推進プラン」による広域化の推進と「適切なアセットマネジメントに基づく着実な更新投資の促進」について提言がなされています。

水道事業体の中には、人口減少、施設の老朽化等により経営環境が厳しさを増す中で、経営規模、財源、技術力が不足しているなどの理由によって、水道事業が直面する様々な課題について、十分な対応をすることが困難と見受けられる事業体があります。こうした中、国は広域化によるスケールメリットとして経費削減や組織体制の強化等の幅広い効果が期待できることから、今後の多様な広

域化方策の更なる推進のため、「水道広域化推進プラン」策定を都道府県に要請しています。

今後の大きな課題として、2022年9月から厚生労働省より水道行政の大部分を国土交通省に移管し、水道整備・管理の全般は国土交通省が、うち水道水質基準の策定等は環境省が所管することで審議されています。

2023年4月27日に衆議院本会議で可決され参議院に議案受理されました。組織体制について早急に決定することを要請する必要があります。

(2) 下水道事業

下水道事業は、人口減少に伴う収入減や施設の更新等の課題に直面しつつあり、経営は厳しさを増しています。このような厳しい状況の中で事業を継続していくには、自らの経営等についての的確な現状把握を行った上で、中長期的な経営の基本計画である「経営戦略」を策定し、経営基盤の強化と財政マネジメントの向上に取り組むことが必要であります。各地方公共団体は、公共下水道、農業集落排水施設、浄化槽等の各種処理施設の中から地理的・社会的条件に応じて最適なものを選択し、計画的・効果的に整備を行い、人口減少や将来の需要予測等も踏まえ、各種処理施設の整備区域の適切な見直しに取り組むとともに、低コストの整備手法についても検討することが必要です。既存施設の更新に当たっては、施設・設備の長寿命化、汚水処理施設の統廃合、汚泥処理の共同化、維持管理・事務の共同化、最適化などの広域化等の検討を行い効率化に努め、処理経費については、分流式下水道等に要する経費の繰出基準を踏まえ、使用料で賄うべき経費と一般会計で負担すべき経費とを明確に区分するとともに、使用料が低い水準にとどまり、使用料で賄うべき経費を一般会計からの繰入等により賄っている地方公共団体にあつては、早急に使用料の適正化に取り組むことが重要です。

全ての都道府県において広域化・共同化に関する計画を策定することが汚水処理施設の広域化を推進するための目標として掲げられたところでもあります。

(3) 電気事業

電力小売の部分自由化及びその担い手となる特定規模電気事業の創設など、電力分野において規制緩和が進んできました。東日本大震災とそれに伴う原発事故を機に現在の電力システムの抱える問題が明らかになる中、これまでのエネルギー政策をゼロベースで見直し、現在及び将来の国民生活に責任あるエネルギー政策を構築していくこととして、再生可能エネルギーの導入や電力システム改革の取組が進められています。

現状、再生可能エネルギーは太陽光、風力、水力、地熱、バイオマス等、自然界から得られる持続可能なエネルギーです。再生可能エネルギー固定価格買取制度は、太陽光、風力、水力等の再生可能エネルギーにより発電された電気について、固定価格で買い取ることを電気事業者に義務付けるものであります。制度

開始後、新たに太陽光発電を行う公営電気事業者が増加しています。当該制度は通常要する経費や利潤を踏まえて、調達価格が定められているため、売電事業に要する経費を料金収入で賄うことが可能であります。しかし、再生可能エネルギーを利用した売電事業を実施する場合、発電設備の設置場所の選定、天候の変動、機器の故障、契約時点による買取価格の変動や送電網への接続可否など、様々なコストやリスクがあることから、十分な調査により発電量や売電収入を的確に把握し想定されるコストと比較するなど、事業性の有無を勘案して実施することが必要であります。

(4) 工業用水道事業

大幅な水需要の増加が見込めないなかで、高度経済成長期に整備した施設的大量更新、耐震化等の費用の増加が見込まれています。経営改善を実現し、地方公営企業として求められる独立採算性を確保していくために、経費節減や需要開拓等これまでの努力のみならず、事業規模の適正化を図るための取組が必要です。

工業用水道事業は、産業振興や雇用問題、税金など地域経済に大きな影響があることを認識し、工業用水道事業のあるべき経営の姿を地方公共団体で共有したうえで、関係部局と連携して、給水先事業所の開拓、経営効率化の取組、事業規模の適正化を行うことが必要です。

(5) ガス事業

公営ガス事業にあつては、エネルギー分野における規制緩和の進展もありますが、地域住民への公共サービスを継続するため、地方公営企業の形態で事業を継続するにあたり、経営健全化に取り組むことが必要です。

ガス分野における規制緩和が進展しており、自由化領域において新規参入等が生じた結果、他のエネルギー事業者（電力、石油会社等）との競争に加え、ガス事業者間の競争も活発化しています。ガス市場における競争環境の整備が必要です。ガス市場においても、低廉で安定的なガス供給を可能とするシステムの実現に向けて、総合的な改革が求められることとなり、ガス産業のあり方や、ガスの卸及び小売市場における需要家の選択肢拡大と競争活性化に資するシステムのあり方について検討が行われています。その結果小売の全面自由化、料金規制の撤廃、事業類型の抜本的見直し、一定規模以上の導管を有する事業者の小売部門とガス導管部門の法的分離等を定める改正ガス事業法案（電気事業法等の一部を改正する等の法律案）が成立しました。この改正により、ガスの小売全面自由化が実施され、これまで小売部分について地域独占的であった部分に、他の事業者が参入することが可能となっています。

公営ガス事業者においては、こうしたガスシステム改革の進展が経営に与える影響等について検討を加え、地域の実情や地域住民の意向等を十分に踏まえ

つつ、地方公営企業として事業を継続する場合であっても、中長期の経営見通しの下、計画性・透明性の高い公営企業の推進に努め、業績評価の実施、積極的な情報開示に取り組み、的確な経営判断を行う必要があります。

5、公営労働者の取り組み

地方公営企業が、住民のためのライフラインとして、低廉で「安全・安定・安心」のサービスを提供し続けるために、私たち労働者は事業継続のための手法や体制を議論する必要があります。全事業で取り組む課題として、頻発する自然災害への人員要求や体制の確保と危機管理を含めた甚大な被害を想定した、実効性のある訓練や業務継続計画(BCP)の見直し、事業を持続的に運営するための料金や事業規模の見直しをする必要があります。その手法として、広域連携も一手法として検討する必要がありますが、コンセッション方式の導入には民間が運営することのリスクが大きいことから導入には反対します。この方式は、契約内容も膨大で緻密になることからモニタリングする職員の技術的な継承が容易でないと考えます。

広域連携は、広域化ありきの統合ではなく共同発注(薬品・資材等)や施設の共同化等を優先して考えることが重要です。広域統合は、職員の派遣方式で行うと事業体の労務管理責任が不明確となることが多いため、事前に交渉相手や勤務労働条件の確認を行うことが重要です。

ここまで述べてきた政策の課題解決と私たちの労働条件改善は一体であり、提案を受けてからでは修正や撤回をさせることは難しいため、2023現業・公営統一闘争に結集し、課題の解決をめざして事前に交渉していただきたいと思えます。

労働組合の取り組みは、組合役員のためではなく現場で働く一人一人の組合員のため、参加者の皆さんがこの集会を機に要求実現のため何ができるのか考えて実行していただきたいと思えます。